



JSC Japan Senior Community メールマガジン第55号 - 3月25日JSC Zoom 終活セミナーアンケート結果

差出人 高嶋 正明 <masaaki.takashima@outlook.com>

日付 2025-03-27 (木) 6:39



JSC Japan Senior Community の皆さんへ、

3月25日開催のJSC Japan Senior Community Zoom 終活セミナーのアンケートに皆さんからコメントを頂きましたので、私からの回答と共に以下にご紹介します。

* 講師が説明している時に、その資料が随時画面に表示されましたので、分かり易かったです。参加者の皆様のご質問やご経験も伺え参考になりました。日本に本帰国後の住居をどのように探したら良いのか、参考になるような情報やWebsiteがありましたらお教え頂きたいです。

(回答：英国・日本の老後の住いについては、8月26日のZoom 終活セミナーで取り上げる予定です。[こちら](#)の資料をご覧ください。)

* 参加者の方々それぞれが違ったお立場、状況かと思いますが、英国の家を売る時に掛かる税金の事など、基本が分かりました。有難うございました。

* 実際の経験談を聞かせて頂いて有難かったです。

* どうも有難うございました。大変興味深かったです。来月のテーマの「英国・日本の相続税」はまさしく私が真っ只中にある事なので、是非参加させていただきます。

* 私の母が昨年末に亡くなり、日本の税理士のパンフレットを読むと日本国籍の人で海外資産を持った人が亡くなった時はその資産を日本の税務署に申告しないと書かれておりましたが、私が死んで被相続人となったら、私の子供が日本に申告しないと書かれていないのでしょうか？4月のテーマが相続なので興味があります。

(回答：そもそも、英国・日本での相続税は原則それぞれの国の国内資産のみならず海外資産も対象です。しかし、日本には、国際相続の10年ルールがあり、英国でも最近相続税上の Domicile Status (定住国) の考え方が変更されました。詳しくは、4月22日のJSC Zoom 終活セミナーでご説明したいと思います。)

* 最近英国在住の80代の友人(dual residency? 無職)が日本への本帰国前に英国で住んでいる自宅を売ろうとした所、何かの情報で日本にも籍がある人が英国で家を買った場合50%も税金で持っていかれると聞いて売るのを一旦やめて日本に籍を抜きに一時帰国しました。しかし今回の会で伺ったお話では、主たる生活をしているのが英国であれば税金はかからないのですよね。ただ日本の税務署に目をつけられて課税される可能性があると言う事なのでしょうか。

(回答：質問者の友人の方が、日本と英国の両方の居住者と言う事でしたら、日本と英国でどちらの税務上の居住者として見做され、所得税や住民税等の申告・納税・社会保険料の納付をするのか、日本と英国の両方であるのか、ちょっと私には判断出来かねます。更に、質問者の「籍を抜く」と言うのは、決して日本の国籍から離脱する意味では無く、日本の住民登録で海外転出の届を出すと言う意味かと推測します。そして、その方の日本と英国の二重居住(Dual residency)状態を解消したと言う判断・行動は適切だったと思います。その場合、英国の居住者・日本の非居住者が英国の主たる住居を売却した時の譲渡益は英国・日本でも全額非課税です。しかし、英国の非居住者・日本の居住者が英国の住居を売却した時は、英国でも売却後60日以内にHMRCに申告する義務があり、更に日本でも譲渡益が3,000万円までは非課税ですが、それを超えた分に対して5年未満の短期保有の場合は約40%、5年以上の長期保有の場合は約20%の譲渡所得税が日本で掛かります。従いまして、英国の不動産は英国居住者の間に売却されてから日本に本帰国される事をお勧めします。)

* 去年から海外在住の日本人もマイナンバーカードがもらえるそうです。海外ノマドダイスケと言う人のYouTubeでカナダ在住の人の話で日本に帰国した際に市役所で申し込み、受け取りは2~3ヶ月後に在住国の大使館で受け取るという事でした。我々の様に海外在住者でもマイナンバーカードを持った方が良いのでしょうか？私はマイナンバーは付番されています。先日もマイナンバーの話が出てましたが、海外在住日本人がマイナンバーカードを発行してもらおうメリットとデメリットを知りたいと思います。ある友人はマイナンバーカードを保持したら、英国の資産が全て把握されてしまうと言っていました。海外資産が知られると税金が掛かる事もあるのでしょうか？

(回答：ご理解の通り昨年5月から海外在住日本人でマイナンバーが既に付与されている人は、海外の日本大使館・領事館でもマイナンバーカードを申請する事が可能になりました。マイナンバーが付与されていない海外在住日本人はマイナンバー・マイナンバーカードの申請は出来ません。しかし、そのマイナンバーカード上の記載事項は全て日本語で、住所欄に「何年何月何日に海外転出」と記載され、海外の住所は記載されません。海外在住日本人がその様な日本語表記のマイナンバーカードを取得する事のメリットは限定的だと思いますが、逆にデメリットは特に思い付きません。マイナンバーについての詳細は[こちら](#)をご参照下さい。海外資産については、日本国籍者のみならず日本の居住者で毎年1月1日時点で海外に5,000万円以上の不動産・金融資産をお持ちの方は毎年3月15日までにその詳細を税務署に報告する「国外財産調書」の提出義務があります。その義務を怠りますと最高50万円の罰金も科せられる事が有ります。日本に住民登録をしたままの英国在住の方はその対象になりますので注意が必要です。しかし、日本には固定資産税は有りますが、海外に幾ら不動産・金

融資産があるからと言ってその資産に課税される事は有りません。その資産を譲渡したり、利子・配当等を受け取りましたら所得税が掛かる場合が有ります。)

* 先週お話のあった英国のPrivateの医療保険について、私の過去の経験から一番良いのはBUPAです。但し、他の会社と比較すると保険料が大変高いです。サービスは電話対応からその後のサポートまで抜群です。スタッフは良く訓練されており、色々有益なアドバイスもしてくれます。一方、AVIVAは絶対お薦めしません。主人の長年勤務した会社は従業員用に民間の医療保険に加入してくれていて、2年程前にBUPAから保険料の安いAVIVAに変わりました。電話を取るのに時間が掛かったり、スタッフは従業員教育が不十分なのか分からないとマネージャーに問い合わせる為、時間が掛かると言った具合でイライラします。

(回答：貴重な体験談、大変有難う御座います。民間の医療保険を検討する上で大変参考に成ると思います。)

* 先週のアンケートで質問のあった日本滞在中の医療保険については、私は日本滞在が3週間以上になる時は日本の住民票を入れて健康保険証を作ります。住民票を入れる時に滞在期間を聞かれる事は有りませんが、もし聞かれれば1ヶ月くらいと言っておいて住民票を抜く時に急用が出来たと言えば良いと友人から聞いた事があります。当然ながら1ヶ月分の保険料は払いますので、振替日が日本を出国した後になる場合もあり振替口座の登録が必要になりますが、滞在中は何の不自由もなく健康保険証が使えます。但し、これは自治体によって対応が違う様で、私の名古屋の友人は担当の人から「本当の住人でもないのにこんな事をしてもらったら困ります」と厳しくお説教をされた事が有ったそうです。それに比べると私の区役所の方は親切で、ちょうどイギリスに戻る飛行機が祭日を含む長い週末に掛かるので、その前の役所が開いている日に住民票を抜きに行き、保険証も返そうとしたのですが、その週末に何か緊急の事があってはいけけないので、保険証は最後の日まで保持して、出国の後に郵送で返して貰えば良いとまで言って来て驚きました。滞在中に保険証を持っていられるのは本当に心強いです。

(回答：厳密に言いますと、海外在住者が日本に住民登録をするのは、概ね1年以上日本に滞在予定の場合と言うガイドラインが有ります。1年未満の短期滞在で、住民登録をして日本の医療保険サービスを受けるのは違法では有りませんが、余り好ましくないと言われていいます。更にその様に日本一時帰国時に日本の住民登録をすると、海外在住者の日本国内消費税免税が受けられなかったり、JRパスが購入出来ない、そして国際相続の10年ルールがリセットされる事も考慮する事をお勧めします。詳しくは、[こちらの資料](#)をご参照下さい。)

皆さんには、アンケートにご協力頂き、大変有難う御座いました。では、次回JSC Japan Senior Community Zoom 終活セミナーは4月22日(火)午後8時から9時半の開催で、テーマは「英国・日本の相続税」です。

このJSC Japan Senior Community Zoom 終活セミナーは、皆さんが例えZoomアプリをダウンロード・サインアップしておられなくとも、当日の会の開催時間に以下のインターネットURLをクリックするだけでも参加頂けますので、是非ご参加ください。途中参加・途中退出も自由です。

<https://us02web.zoom.us/j/8111155475?pwd=NFdTVzNaa0g3cGZmVk5kNVh0R3dpUT09>

尚、既にZoomアプリをダウンロード済みの方は、Zoomアプリから以下のミーティングID・パスワードを入力して参加ください。

ミーティングID : **8111155475**

パスワード : **777993**

皆さんの参加をお待ちします。

高嶋

(追伸)

- * JSC Japan Senior Community の活動内容については、インターネットサイト <https://jscuk.org> をご覧ください。会員専用ページのパスワードは "yumenoki" です。
- * JSC Japan Senior Communityについてご意見・ご要望が有りましたら、いつでもご連絡ください。
- * このJSC Japan Senior Community メールマガジンはスマホ・旧終活同好会・JSC Japan Senior Communityのメンバーの皆さんに送付しています。
- * このJSC Japan Senior Community メールマガジンのバックナンバーは、インターネットサイト <https://jscuk.org> からご覧頂けます。
- * このJSC Japan Senior Communityメールマガジンの購読を希望されない場合は、ご一報ください。メーリングリストから削除して、配信を停止します。